破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第６３５号
鹿児島県鹿児島市堀江町19番13―202号
破産者　米満　一輝
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３０６３号
札幌市中央区南９条西５丁目１番10―504号
破産者　小泉　　孝
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０号
宮城県気仙沼市滝の入８番102号
破産者　小野寺忠良
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２３年（フ）第３７９号
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧816番地１109―04
破産者　リーリエこと　森脇　泰子
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
熊本市西区野中１丁目８番１号　インフィニティ野中203号室
破産者　田中　勝則
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６２３号
札幌市中央区南12条西12丁目１番45号　グランバリュー山鼻502号
破産者　吉井　良典
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６７６号
北海道千歳市住吉３丁目４番20号
破産者　谷　　節也
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２０号
北海道小樽市手宮２丁目３番1402号　手宮公園住宅１号棟
破産者　川村　　修
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第５３号
北海道小樽市真栄１丁目17番17号　ビクトリーハイツはせ川Ⅰ―203、前住所北海道小樽市桜５丁目４番６号
破産者　松田　幹子
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第５５号
宮城県黒川郡大和町吉岡字天皇寺184番地の25、前住所岩手県東磐井郡藤沢町黄海字深堀246番地35、開始決定時の住所宮城県黒川郡富谷町富ケ丘１丁目６番５号
破産者　高橋　栄孝
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第１２号
岩手県一関市花泉町永井字九千沢240番地165
破産者　菅原　則義
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第３１５号
茨城県筑西市玉戸1490番地、開始決定時の住所茨城県結城市大字結城12150番地１　サンガーデンネモトＡ101
破産者　吉野　誠一
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２３号
茨城県下妻市長塚399番地２
破産者　中川　勝敏
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３１２８号
横浜市中区諏訪町６番地
破産者　吉澤　深二
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５２４号
名古屋市中川区野田１丁目463番地の１　飯田ハイツ２Ｃ号
破産者　菅井　孝子
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５４２号
東京都板橋区富士見町36番９号　シリウス・ホープ103、申立時の住所名古屋市東区泉１丁目11番10号　エスポアール泉705号
破産者　鈴木　雄貴
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７８６号
愛知県清須市土田１丁目４番地14　シティーマンションいわた２Ｄ
破産者　吉田　　裕
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１７２号
名古屋市南区三条２丁目15番24号　四条ハイツ105号
破産者　橋本建築こと　橋本　　滿
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部